

10月は 浄化槽強調月間＆ クリーン排水推進月間 生活排水の汚れを減らして 水質を守りましょう

私たちのまちを流れる水路や川の先は、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵や衣浦湾、三河湾ですが、残念なことに、生活排水による汚れが目立ちます。水質を守るために、次のことに注意しましょう。

- ・単独浄化槽やくみ取り式トイレの場合、台所や洗濯の排水が川に直接流れます。調理くずや油汚れ、過剰な洗剤などをそのまま流さないように気をつけましょう。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の場合も、排水処理の負担を軽減し、できるだけきれいな水を川に戻せるよう、家庭からの排水の汚れを減らしましょう。また、浄化槽は適切に点検・管理しましょう。
- ・側溝にたばこの吸い殻やごみを捨てることは、絶対にやめましょう。

問合せ 環境課環境保全係

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をお忘れなく

し尿や生活排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしている浄化槽は、保守点検や清掃、法定検査が必要です。

保守点検

浄化槽の稼働状況を調べ、機器の点検、調整、修理、消毒薬の補充などを行います。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

清掃

浄化槽は、し尿などを微生物の働きによって浄化しますが、汚泥が発生するため、引き抜きや洗浄を行います。清掃は、市の許可を受けた業者に依頼してください。

法定検査

浄化槽が正常に機能しているかを判断するための検査で、年に1回の検査を受けなければなりません。法定検査を受けない場合、罰則もあります。法定検査は県知事の指定を受けた検査機関に依頼してください。

問合せ 環境課ごみ減量係

不法投棄は犯罪です ルールを守り、正しく処分しましょう



不法投棄はまちの美観を損なうだけでなく、近隣の人にとって大変迷惑な行為であり、法律により禁じられています。また不法投棄されたものの処理やリサイクル費用は、皆さんの貴重な税金から負担することとなります。

不法投棄には重い罰則があります

不法投棄には、懲役5年以下もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。だれかが片付けるだろうと軽い気持ちで捨てた場合でも、とても厳しい罰則が科せられます。

家電リサイクル

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など家電リサイクル法の対象となる家電は、市では処分できません。家電販売店にご相談ください。

ポイ捨てごみ

空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻をポイ捨てすることも不法投棄です。安易な気持ちでのごみのポイ捨ては周りの人に迷惑です。マナーを守って、まちの環境美化にご協力ください。

土地の所有者の皆さんへのお願い

所有地や管理地に不法投棄された場合、土地・建物の所有者または管理者の皆さんに処理責任が生じます。管理が行き届かないと、不法投棄されやすくなります。

外部から簡単にごみを持ち込まれないように、さくや看板を設置したり、定期的に除草や清掃をするなど不法投棄されにくい環境を整えてください。

問合せ 環境課ごみ減量係